

令和元年度第 6 回

東京都私立学校審議会（第790回）

令和元年11月18日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和元年度第 6 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の議題に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件はお手元に配付してあります 4 件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和元年11月18日付、東京都知事名。

記、1、大竹高等専修学校の目的変更認可について、八王子市、外 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 3 件とただいま説明のありました新たに諮問される案件 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から第 6 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号の目的変更認可について、ご説明いたします。

まず、議案第 1 号についてです。

独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校は、昭和 53 年 10 月 2 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は要項 1 に記載のとおり「本校は、看護専門課程を設置し、学生に対して看護師として必要な専門知識並びに技術を習得させ、社会に貢献できる看護師の育成を目的とする」から、「本校は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、豊かな人間性を養うことにより、独立行政法人地域医療機能推進機構の理念に基づいた地域住民の保健・医療・福祉の担い手として地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、看護をめぐる現状及び設置者の使命を踏まえ、学校の目的を変更するためです。

設置者は独立行政法人地域医療機能推進機構で、理事長は尾身茂氏、校長は関根信夫氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項 9 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は要項 10 に記載のとおりで、今回の目的変更に伴う変更はございません。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 11 から 13 に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 2 号についてです。

独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校は、昭和 52 年 10 月 11 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は要項 1 に記載のとおり「本校は、看護師となるために必要な専門的教育を行い、真に社会福祉に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする」から「本校は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、豊かな人間性を養うことにより、独立行政法人地域医療機能推進機構の理念に基づいた地域住民の保健・医療・福祉の担い手として地域社会に貢献でき

る人材を育成することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、看護をめぐる現状及び設置者の使命を踏まえ、学校の目的を変更するためです。

設置者は独立行政法人地域医療機能推進機構で、理事長は尾身茂氏、校長は矢野哲氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項 9 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は要項10に記載のとおりで、今回の目的変更に伴う変更はございません。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第 3 号は、東京シューレ江戸川小学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の小泉委員から調査結果につきまして、説明願います。

○小泉委員 それでは、議案第 3 号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、東京シューレ江戸川小学校の設置認可についてでございます。

令和元年10月31日に重永委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人東京シューレ学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、初等学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の 5 点を伝えてまいりました。

1 つ目は、学校教育法上の小学校であることを十分認識し、公教育の立場に立った学校教育

に取り組んでいただきたいこと。

2つ目は、当面利用しない教室等もあるため、管理上、死角が生まれやすいことなどが考えられるので、児童の学校生活の安全面について十分留意するよう、お願いしたいこと。

3つ目は、学校運営に当たっては、適切な児童の指導を行い、近隣地域との良好な関係を築いていただくこと。

4つ目は、教育活動の実施に当たっては、地域のさまざまな場で活動を展開するとともに、指導者についても外部の多様な人材の協力を得るなど、地域社会への教育力を積極的に生かし、学校と社会とのつながりを強め、開かれた学校づくりを推進していただくこと。

5つ目は、不登校児童を対象とした学校であるので、学習方法を工夫して、児童の成長支援に配慮し、自主性、創造性を育む教育を行っていただきたいこと。また、不登校特例校として、不登校児童の成長を支援し、児童がみずから進路を主体的に捉えて社会的に自立できることを目的とした学校を実現させるために、児童の確保を適切に行い、着実に取り組んでいただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明をしていただきます。

○私学行政課長 事務局から説明申し上げます。

本案件は学校法人東京シューレ学園から申請がありました東京シューレ江戸川小学校の設置認可です。それでは、議案第3号の要項に基づき、ご説明いたします。

学校の目的は要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、不登校児童等に初等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称は、東京シューレ江戸川小学校です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人東京シューレ学園で、理事長及び校長は奥地圭子氏です。

収容定員は70名で、1学年1学級です。各学年の収容定員は表のとおりです。

校地、校舎につきましては、要項9、10に記載のとおりでございますが、ここで、資料の訂

正でございます。要項10に校舎の総面積、右側に借用面積の記載がございますけれども、借用面積は左の欄の総面積と同じ3,073.27平方メートルでございます。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。校地、校舎につきましては、要項9、10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14に記載のとおり、近隣に高等学校等、学校が多く、教育環境に適している地域に位置しております。

備考欄には、学校法人の設置する学校の設置認可日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○友松委員 校舎の欄の右側に借用土地で江戸川区とありますが、これは私立学校において、全面を区からの借地において実施される場合に、江戸川区民のための学校ということなのでしょうか。

○議案担当者 江戸川区民のための学校ではなくて私立学校ですので、広域的に児童を受け入れるものになります。

○友松委員 それについては江戸川区も了解しているのでしょうか。

○議案担当者 江戸川区も承知しております。

○友松委員 了解しました。

○近藤会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○加茂川委員 簡単な質問なのですが、この東京シューレ江戸川小学校は、不登校対策でさまざまな手段を講じられるべきだという中の一つの方法としてとても意義があると思いますし、私立学校も多様であるべきだという中で、特色ある私立学校として貢献するところが大きい。

2つの意味で私はとてもいいことだと思って、この3号議案には賛成するのですが、こういったいい事案がこの後続くのかどうか、同じような相談が自治体、区や都に来ているのかどうか

ということが質問です。

といいますのは、今、ご質問にもありましたように、私立学校の基本財産、校地、校舎は借用という形で、特例で認められていますし、この東京シューレ学園は平成19年には葛飾中学校を設置している経験のあるところですが、もともとはご存じのようにフリースクールだったわけで、不登校対策で成果を上げたところが、いわばフリースクールの学校化が起こったわけです。19年に中学校をつくり、今度は小学校をつくらうとしているのですが、基本財産の自己保有からいうととても高いハードルで、借用特例もあるのですが、それを自治体との連携によって実現できている。逆に言うと、自治体の連携や配慮がないとこういう学校はできないのです。そういう相談が来ているかどうかという質問なのです。

私が個人的に調べてみましたら、先ほど小泉委員のご説明にもありましたが、これは教育課程特例校という形で文科大臣の指定がないとこういう学校はできないのですが、12校あってこの江戸川小学校は13校目になるのですが、それしかないのです。もっともっとふやしていくためにはいろいろな協力体制が要ると思うのですが、なかなか難しいかとは思いますが、そういう次に続く案件についての相談があるかないかについての質問をさせていただいた次第です。

○議案担当者 今現在は、そのようなお話は来ておりません。

○小泉委員 知っていることでちょっとよろしいでしょうか。

借りるという状況と、長野県佐久市にできた学校がありまして、これは校地といいますか、公的にあった場所を買い取っています。買い取った形でそこに私立学校をつくったというのが昨年度の状況で1件はありますので、そのような形も起こり得るかもしれません。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 結構です。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第4号は、専修学校の目的変更認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、大竹高等専修学校の目的変更認可について、ご説明いたします。

大竹高等専修学校は、昭和51年12月17日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、新しい時代に適応性のある人間の育成を目指し、家政の技術及びこれに関連する諸々の知識を授けることと、調理及び美容に必要な知識及び技術を養成することを目的とする」から「本校は、学校教育法に基づき、新しい時代に適応性のある人間の育成を目指し、調理及び美容に必要な技術及びこれに関連する諸々の知識を授けることを目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称及び位置は、要項3及び4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

変更の理由は、家政高等課程（服飾科）を廃止するためです。

設置者は学校法人大竹学園で、理事長は大竹通夫氏、校長は同じく大竹通夫氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、家政高等課程（服飾科）を廃止します。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号及び議案第6号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。事務局より一括して説明願います。

○議案担当者　それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程・修業年限・収容定員につしまし

ては、それぞれ要項 1 から 5 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項 6 をごらんください。

1 点目として、長期にわたり使用していない協力校を 19 校削除いたします。

2 点目として、平成 31 年 3 月末で廃校になった技能連携施設を 1 校削除いたします。

3 点目として、通信制課程の休業日を変更いたします。

4 点目として、該当生徒の在籍がない教育課程表を削除いたします。

5 点目として、教育活動及び学校経営の維持充実に図るため、授業料等を変更いたします。

変更の時期は、要項 7 にあるように、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 8 の別紙「学則比較対照表」をごらんください。

第 5 条の協力校の削除及び技能連携施設の削除につきましては、別表 1 及び別表 2 のとおりです。

次に、学則第 10 条の通信制課程の休業日のうち、第 2 土曜日を削除いたします。

次に、学則第 20 条の教育課程表のうち、過年度のもので既に在籍する生徒がいない教育課程表である別表 3、別表 4、別表 5、別表 8 を削除いたします。また、これに伴い、後続く教育課程表の別表の番号を変更いたします。

次に、学則第 28 条の通信制課程の授業料等につきまして、単位制の課程の授業料等と、単位制通学型クラスの授業料等を分けることとし、単位制通学型クラスの入学金を 3 万円から 5 万円に、選抜料を 1 万円から 2 万円に変更いたします。また、教育充実費年額 24 万、教材費年額 1 万円につきましても、学則にうたうことにいたしました。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第 5 号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、第 6 号についてご説明いたします。

これは、学校法人 NHK 学園が設置しております NHK 学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程・修業年限・収容定員につきましては、それぞれ要項 1 から 5 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項 6 をごらんください。

1 点目として、協力校に関する変更です。

1 つ目は、千葉県松戸市にスクーリング会場を確保するため、新たに協力校を追加します。

2つ目は、平成30年度末に廃止となった協力校を削除します。

3つ目は、協力校の校名変更に伴い、協力校の校名の記載を変更します。

2点目として、入学金及び受講料等の変更です。受講料等の免除規定の条文を整理するため、第22条の一部を削除し、第23条の一部を変更します。

変更の時期は、要項7にあるように、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をごらんください。

学則第4編第7条の別表第4を変更します。詳細については、下の表にあるとおり、聖徳大学附属女子高等学校を新たに追加し、秋田県立秋田明德館高等学校を削除し、秋田和洋女子高等学校の学校名を秋田令和高等学校へと変更します。

続きまして、学則第5編第5章第22条のうち「4月期生のうち、9月1日以降に転入した者について、初年度の受講料は別に定める」を削除します。これは、次の学則第23条と重複する内容であったもので、このたび、これを整理するために削除いたします。

次に、第23条の「受講料」を「入学金及び受講料等」に変更します。これは、受講料以外についても免除を認めることを学則としてうたうための変更です。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号及び議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第7号は専修学校の設置認可でございます。議案第7号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、12月の開催日は16日月曜日を予定しております。会場は開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ご

審議、ありがとうございました。

午後 3 時23分閉会